

法人税法 模範解答・解説

試験日:令和 8 年 8 月 5 日(第 76 回税理士試験)/本試験問題(Z-76-D)に基づく

※本解答は速報版です。解答内容は今後の検討により変更となる場合があります。

★ 本冊子の見方

- ・冒頭に「解答一覧」を掲載し、続いて答案用紙の様式に準拠した模範解答、最後に項目別の解説を掲載しています。
- ・各項目には重要度(○=確実に正答したい/△=やや難/×=難問)を付しています。
- ・第二問は「納税者が最も有利になる方法を選択する」指示があるため、有利判定の過程も示しています。

解答一覧(サマリー)

■ 〔第一問〕理論(50 点)

設問	解答の骨子
問 1(1)	A 社:譲渡収益は時価 100,000,000 円で益金算入。時価と対価の差額 60,000,000 円は寄附金(一般寄附金)に該当し、損金算入限度額超過分は損金不算入。B 社:差額 60,000,000 円を受贈益として益金算入(土地の取得価額は 100,000,000 円)。
問 1(2)①	X 個人:A 社・C 社間は完全支配関係→譲渡利益額 70,000,000 円は繰延べ(法 61 の 11)。ただし寄附金全額損金不算入(法 37②)・受贈益益金不算入(法 25 の 2)は「法人による完全支配関係」に限られ適用なし。手続:譲渡損益調整資産である旨の通知等。
問 1(2)②	X 法人:譲渡利益 70,000,000 円繰延べに加え、A 社の寄附金 60,000,000 円は全額損金不算入、C 社の受贈益 60,000,000 円は全額益金不算入(グループ法人税制)。通知義務あり。
問 1(3)イ	差額 60,000,000 円は役員 a に対する経済的利益=役員給与。定期同額給与等のいずれにも該当せず全額損金不算入(法 34①)。
問 1(3)ロ	差額 60,000,000 円は使用人 b に対する給与だが、b は役員 a の配偶者=特殊関係使用人。不相当に高額な部分は損金不算入(法 36)。
問 2	A 組合は人格のない社団等(法 2 八・3)。基地局設置場所の賃貸は収益事業(不動産貸付業)に該当し、収益事業所得のみ課税。税率 23.2%(年 800 万円以下 15%)、事業年度は届出した会計期間(届出なければ暦年)。収益事業開始届出書の提出、区分経理、確定申告(中間申告は不要)。

■ 〔第二問〕問 1 税務調整一覧(40 点)

資料	加減	項目	金額(円)	処分	重要度
資料 1	加算	損金経理をした納税充当金	31,925,400	留保	○
資料 1	加算	損金経理をした法人税及び地方法人税(中間分)	5,662,500	留保	○
資料 1	加算	損金経理をした住民税(中間分)	677,800	留保	○
資料 1	加算	固定資産税に係る延滞金	2,700	社外流出	○
資料 1	加算	交通反則金	12,000	社外流出	○
資料 1	加算	未払不動産取得税否認	2,560,600	留保	△
資料 1	減算	納税充当金支出事業税等	3,018,000	留保	○
資料 2	加算	器具備品 C 減価償却超過額	359,375	留保	○

資料 3	加算	みなし配当計上もれ(G 社)	3,585,600	留保	△
資料 3	減算	有価証券譲渡損計上もれ(G 社株式)	1,803,600	留保	△
資料 3	減算	受取配当等の益金不算入額	24,802,176	社外流出※	△
資料 3	加算	法人税額から控除される所得税額	473,141	社外流出	○
資料 4	加算	貸倒損失否認(J 社・備忘価額)	1	留保	△
資料 4	加算	個別評価貸倒引当金繰入超過額(H 社)	6,000,000	留保	△
資料 4	加算	個別評価貸倒引当金繰入超過額(I 社)	2,000,000	留保	△
資料 4	減算	個別評価貸倒引当金繰入超過額認容(H 社前期分)	5,000,000	留保	△
資料 4	加算	一括評価貸倒引当金繰入超過額	3,283,136	留保	×
資料 4	減算	一括評価貸倒引当金繰入超過額認容(前期分)	5,255,365	留保	○
資料 5	加算	繰延資産償却超過額(広告宣伝用資産)	578,125	留保	△
資料 5	加算	交際費等の損金不算入額	2,600,000	社外流出	○

※ 調整不要項目(理由の記載が必要):機械装置 A の補修費(修繕費該当)/器具備品 B(措法 67 の 5 により全額損金算入)/土地の登録免許税(損金算入を選択)/中間納付事業税(損金算入)。

■ 〔第二問〕 問 2 損金算入額一覧(10 点)

番号	項目	損金算入額(円)	重要度
(1)	支払家賃・繰延資産(権利金)償却	1,083,333	△
(2)	支払家賃(フリーレント・期間均等)	1,009,800	△
(3)	支払家賃(フリーレント・期間均等)	1,890,000	△
(4)	リース資産償却費(リース期間定額法)	960,000	○
(5)	機械装置 Y 償却費+利息相当額	12,640,000	△

〔第一問〕 模範解答(50 点)

問 1(1) 「他の者」が B 社(資本関係のない第三者法人)の場合

【重要度 ○(確実に正答したい)】

■ A 社の処理

① 譲渡収益の額

資産の販売等に係る収益の額として益金の額に算入する金額は、その資産の引渡しの際における価額(時価)による(法 22②、22 の 2④)。したがって、A 社は土地の時価 100,000,000 円を当期の益金の額に算入し、譲渡直前の帳簿価額 30,000,000 円を譲渡原価として損金の額に算入する(法 22③一)。

② 時価と対価の差額の取扱い

資産の低額譲渡をした場合、対価の額と時価との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は寄附金の額に含まれる(法 37⑧)。【事実関係】①より、差額 60,000,000 円(=100,000,000 円-40,000,000 円)には対価性がなく低額であることに経済的合理性もないため、その全額が寄附金の額に該当する。また、接待・供応・慰安・贈答等の目的や広告宣伝の目的ではないため、交際費等・広告宣伝費には該当しない。

B 社は A 社と資本関係のない法人であるから、当該寄附金は一般の寄附金として、資本金等の額及び所得の金額を基礎として計算される損金算入限度額を超える部分の金額が損金の額に算入されない(法 37①)。

■ B 社の処理

B 社は時価 100,000,000 円の土地を 40,000,000 円で譲り受けているため、その差額 60,000,000 円は資産の低額譲受けによる利益として当期の益金の額に算入する(法 22②)。なお、土地の取得価額は時価である 100,000,000 円となる。

★ 解答のポイント

- ・「時価 100,000,000 円で収益認識 → 差額 60,000,000 円は寄附金」という二段構えの構成を明示することが最重要。
- ・【事実関係】①は交際費等・広告宣伝費該当性を否定し、寄附金該当(法 37⑧)に確定させるための前提。
- ・B 社側の受贈益課税と取得価額(時価)まで触れて完答となる。

問 1(2) 「他の者」が C 社(同一の者 X による 100%保有)の場合

【重要度 △(やや難)】

A 社及び C 社は、いずれも設立以来その発行済株式の全てを X に保有されているため、A 社と C 社との間には同一の者による完全支配関係がある(法 2 十二の七の六)。

■ ① X が個人株主であるとき

【A 社】 譲渡収益は時価 100,000,000 円を益金算入(法 22②、22 の 2④)。本件土地は帳簿価額が 1,000 万円以上の土地であるから譲渡損益調整資産に該当し、完全支配関係(個人による完全支配関係を含む)がある内国法人間の譲渡であるため、譲渡利益額 70,000,000 円(=時価 100,000,000 円-原価 30,000,000 円)は、その譲渡した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入して繰り延べる(法 61 の 11①)。

一方、時価と対価の差額 60,000,000 円は寄附金の額(法 37⑧)となるが、完全支配関係法人間の寄附金の全額損金不算入(法 37②)は「法人による完全支配関係」がある場合に限られる。X は個人であるため同項の適用はなく、一般の寄附金として損金算入限度額を超える部分の金額が損金不算入となる(法 37①)。

【C 社】 差額 60,000,000 円は受贈益となるが、受贈益の益金不算入(法 25 の 2①)も「法人による完全支配関係」がある場合に限られるため適用はなく、その全額を益金の額に算入する。土地の取得価額は 100,000,000 円となる。

■ ② X が法人株主であるとき

【A社】①と同様に、譲渡収益 100,000,000 円を益金算入した上で、譲渡利益額 70,000,000 円を繰り延べる(法 61 の 11①)。さらに、A 社と C 社との間には法人による完全支配関係があるため、寄附金の額 60,000,000 円はその全額が損金不算入となる(法 37②)。

【C社】受贈益 60,000,000 円は、法人による完全支配関係がある法人から受けた受贈益として、その全額が益金不算入となる(法 25 の 2①)。土地の取得価額は 100,000,000 円となる。なお、株主 X においては寄附修正事由が生じ、A 社株式・C 社株式の帳簿価額の修正を行う(令 9 七、119 の 3⑨)。

■ 必要となる手続

①②いずれの場合も、譲渡損益の繰延べ(法 61 の 11)の適用に当たり、譲渡法人 A 社は譲受法人 C 社に対して譲渡した資産が譲渡損益調整資産である旨を通知し、通知を受けた C 社は、その資産を譲渡等した場合にはその旨等を A 社に通知しなければならない(令 122 の 12⑯~⑱)。また、確定申告書に譲渡損益調整勘定に関する明細(別表)の記載・添付を行う。

★ 解答のポイント

- ・譲渡損益の繰延べ(法 61 の 11)は個人による完全支配関係でも適用される一方、寄附金・受贈益のグループ法人税制(法 37②・25 の 2)は「法人による完全支配関係」に限定される——この非対称が本問最大の論点。
- ・①と②の解答の共通部分(収益認識・譲渡損益繰延べ・通知手続)は「(1)と同様」等の簡潔な記載で足りる旨が問題文に明示されている。

問 1(3) 「他の者」が役員 a・使用人 b(個人)の場合

【重要度 △(やや難)】

■ イ A 社の専務取締役 a の場合

譲渡収益は時価 100,000,000 円を益金算入し(法 22②、22 の 2④)、帳簿価額 30,000,000 円を損金算入する。時価と対価の差額 60,000,000 円は、A 社が役員 a に対して供与した経済的利益であり、役員に対する給与に該当する(法 34④)。

当該経済的利益は臨時的に供与されるものであり、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しない。また、前提より退職給与にも該当しない。したがって、その全額 60,000,000 円が損金不算入となる(法 34①)。なお、【事実関係】②より隠蔽仮装による経理は行われていないため、法 34 条 3 項の適用はない。

■ ロ a の配偶者である使用人 b の場合

差額 60,000,000 円は、A 社が使用人 b に対して供与した経済的利益として使用人給与に該当し、使用人に対する給与は原則として損金の額に算入される。しかし、b は役員 a の配偶者であり、特殊関係使用人(役員と特殊の関係のある使用人)に該当する(法 36、令 72)。

特殊関係使用人に対して支給する給与のうち不相当に高額な部分の金額は損金不算入とされる(法 36)。b の職務の内容(経理担当)、A 社の他の使用人に対する給与の支給状況(b の給与は全使用人共通の就業規則に基づく年 3,600,000 円)等に照らすと、本件経済的利益 60,000,000 円は職務の対価として相当と認められる金額を超えるものであり、不相当に高額な部分の金額として損金不算入となる(令 72 の 2)。

★ 解答のポイント

- ・イは「経済的利益=役員給与→3 類型のいずれにも非該当→損金不算入(法 34①)」の流れを条文に沿って示す。
- ・ロは「使用人給与は原則損金→ただし特殊関係使用人(法 36)→不相当高額部分は損金不算入」の例外構造がテーマ。就業規則上の給与水準(年 360 万円)との対比が「不相当に高額」の認定根拠となる。

問2 マンション管理組合(A組合)の課税関係

【重要度 △(やや難)】

■ 1 A組合の法人税法上の位置付け

A組合は管理組合法人には該当しないが(【事実関係】(1))、【事実関係】(2)より、①団体としての組織を備え、②多数決の原則が行われ、③構成員の変更にかかわらず団体が存続し、④代表の方法・総会の運営・財産の管理等団体としての主要な点が確定している。したがって、A組合は法人でない社団で代表者又は管理人の定めがあるものとして人格のない社団等に該当し(法28)、法人税法上は法人とみなされる(法3)。

■ 2 納税義務と収益事業該当性

人格のない社団等は、収益事業を行う場合に限り法人税の納税義務を負い、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税が課される(法4①)。収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業(34業種)で、継続して事業場を設けて行われるものをいう(法23、令5①)。

A組合が移動体通信事業者Bに対し、総会決議に基づく建物賃貸借契約により、マンション共用部分である屋上部分を携帯基地局(アンテナ)設置場所として継続的に使用させ賃料を収受する行為は、区分所有者以外の外部の者に対する不動産の貸付けであり、不動産貸付業(令5①五)として収益事業に該当する。したがって、A組合は当該賃料収入に係る所得について法人税の納税義務を負う。なお、区分所有者から収受する管理費等は収益事業に係る収益に該当せず、課税されない。

■ 3 適用される税率・事業年度

【税率】 人格のない社団等の収益事業から生じた所得には、普通法人と同様に23.2%の税率が適用される(法66①)。人格のない社団等は資本又は出資を有しない法人に該当するため、所得の金額のうち年800万円以下の部分については19%(租税特別措置法により15%)の軽減税率が適用される(法66②、措法42の3の2)。

【事業年度】 A組合は規約等において会計期間を定めていないため、納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間が事業年度となり、その届出をしない場合には、その年1月1日から12月31日までの期間(暦年)が事業年度となる(法13①②④)。この点、定款所定の事業年度による株式会社と異なる。

■ 4 所轄税務署長に対して行うべき手続(株式会社との相違)

- ① **収益事業開始の届出:** 新たに収益事業を開始した日以後2月以内に、収益事業開始届出書(収支予算書・貸借対照表等を添付)を提出する(法150)。株式会社が行う設立の届出とは異なる。
- ② **会計期間の届出:** 上記のとおり、会計期間を定めて届け出ることができる(法13②)。
- ③ **区分経理:** 収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならない(令6)。
- ④ **確定申告:** 収益事業から生じた所得について、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に確定申告書を提出し、法人税を納付する(法74、77)。なお、人格のない社団等は普通法人に含まれないため、株式会社と異なり中間申告義務はない(法71①)。

★ 解答のポイント

- ・「管理組合法人でない→人格のない社団等の4要件へのあてはめ→法人とみなす(法3)」の認定プロセスが第一の得点ポイント。
- ・携帯基地局の設置場所提供は、外部の者への共用部分の貸付けとして収益事業(不動産貸付業)に該当する典型論点。組合員から受ける管理費等との課税上の区別を明示する。
- ・株式会社との相違(収益事業所得のみ課税/収益事業開始届出/区分経理/暦年基準の事業年度/中間申告不要)を問う指示に漏れなく対応する。

〔第二問〕 問 1 模範解答(40 点) 税務上調整すべき項目及び金額

(答案用紙の様式:加算・減算の別/項目/総額/留保・社外流出の別/計算過程 に準拠)

【資料 1】 租税公課

【重要度 ○(確実に正答したい)】 基本項目。全て正答したい。

加算・減算	項目	総額(円)	留保(円)	社外流出(円)
加算	損金経理をした納税充当金	31,925,400	31,925,400	
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税(中間分)	5,662,500	5,662,500	
加算	損金経理をした住民税(中間分)	677,800	677,800	
加算	固定資産税に係る延滞金	2,700		2,700
加算	交通反則金	12,000		12,000
加算	未払不動産取得税否認	2,560,600	2,560,600	
減算	納税充当金支出事業税等	3,018,000	3,018,000	

【計算過程】 資料 1

- (1) 前期未払計上額の取崩し:法人税・地方法人税 7,780,900 円及び住民税 1,095,700 円は元々損金不算入のため調整不要。事業税 3,018,000 円は納付時(取崩時)に損金算入 → 納税充当金支出事業税等 3,018,000 円(減算・留保)。
- (2) 当期確定分の未払計上額(損金経理をした納税充当金):21,855,300 円+1,842,700 円+8,227,400 円=31,925,400 円(加算・留保)。※防衛特別法人税は法人税・地方法人税と同様に損金不算入(令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)。
- (3) 中間申告分:法人税・地方法人税 5,662,500 円及び住民税 677,800 円は損金不算入(加算・留保)。事業税 3,635,000 円は申告納付時に損金算入されるため調整不要。
- (4)① 固定資産税 4,201,200 円のうち延滞金 2,700 円は地方税の延滞金として損金不算入(加算・社外流出)。本税部分は損金算入で調整不要。
- (4)② 役員の業務中の駐車違反反則金 12,000 円:業務遂行に関連するものであっても罰金・科料及び交通反則金は損金不算入(加算・社外流出)。
- (4)③ 土地に係る登録免許税 3,414,200 円:取得価額に算入せず損金算入することができるため、納税者有利により損金算入を選択 → 調整不要。
- (4)④ 不動産取得税 2,560,600 円:賦課課税方式の租税は賦課決定(納税通知)のあった日の属する事業年度に損金算入する。納税通知書の通知日は令和 9 年 4 月 12 日(翌期)であるため、当期の未払計上額は損金不算入 → 2,560,600 円(加算・留保)。**

【資料 2】 減価償却資産

【重要度 ○(確実に正答したい)】 償却方法の届出なし → 定率法(200%定率法)。

加算・減算	項目	総額(円)	留保(円)	社外流出(円)
加算	器具備品 C 減価償却超過額	359,375	359,375	

【計算過程】 資料 2

(1) 機械装置 A:調整不要。

補修整備費 2,000,000 円は、価値を高めるものでも耐久性を増すものでもないため資本的支出に該当せず、修繕費として全額損金算入が認められる。

(2) 器具備品 B:調整不要。

1 台当たりの取得価額 125,000 円<300,000 円であり、中小企業者等の少額減価償却資産の特例(措法 67 の 5)によ

り、取得価額の合計額 3,000,000 円(≦年 300 万円の限度額)の全額を損金経理を要件として損金算入できる。当社は中小企業者等(資本金 5,000 万円・従業員 180 名・適用除外事業者非該当)に該当し、全額損金経理済みのため調整不要(明細書の添付は適正に行われる前提)。

(3) 器具備品 C:償却超過額 359,375 円(加算・留保)。

取得価額:350,000 円+設置費用 25,000 円(事業供用費用)=375,000 円 ≧ 300,000 円 → 少額特例の適用不可。

償却限度額:375,000 円 × 0.500(定率法・4 年) × 1 月/12 月 = 15,625 円

償却費として損金経理した金額:350,000 円+25,000 円=375,000 円

償却超過額:375,000 円 - 15,625 円 = 359,375 円

【資料 3】受取配当等・みなし配当・所得税額控除

【重要度 △(やや難)】 G 社の資本剰余金配当(みなし配当・譲渡損益)が本問の山場。

加算・減算	項目	総額(円)	留保(円)	社外流出(円)
加算	みなし配当計上もれ(G 社)	3,585,600	3,585,600	
減算	有価証券譲渡損計上もれ(G 社株式)	1,803,600	1,803,600	
減算	受取配当等の益金不算入額	24,802,176		※24,802,176
加算	法人税額から控除される所得税額	473,141		473,141

【計算過程】資料 3(1)受取配当等の区分と益金不算入額

① D 社株式:設立以来 100%保有 → 完全子法人株式等 → 20,000,000 円 × 100% = 20,000,000 円

② E 社株式:基準日(令和 8 年 4 月 30 日)の保有割合 8,000 株/500,000 株 = 1.6% ≦ 5% → 非支配目的株式等 → 3,800,000 円 × 20% = 760,000 円

③ F 社株式:基準日(令和 8 年 3 月 31 日)の保有割合 40,000 株/100,000 株 = 40% > 5%。ただし基準日以前 6 月(令和 7 年 10 月 1 日~)を通じて 1/3 超保有しておらず(令和 8 年 2 月 10 日に 10,000 株取得、それまでは 30%)、関連法人株式等に該当しない → その他の株式等 → 1,200,000 円 × 50% = 600,000 円

④ G 社みなし配当(関連法人株式等:36%を数年前から保有):

控除負債利子:3,585,600 円 × 4% = 143,424 円 ≦ 支払利子等合計(4,452,300+1,659,000+250,000=6,361,300 円) × 10% = 636,130 円 ∴ 143,424 円

3,585,600 円 - 143,424 円 = 3,442,176 円

受取配当等の益金不算入額:20,000,000 + 760,000 + 600,000 + 3,442,176 = 24,802,176 円(減算・社外流出※)

【計算過程】資料 3(2)資本の払戻し(みなし配当・株式譲渡損益)

払戻割合:減少資本剰余金 30,000,000 円 ÷ 前期末簿価純資産価額 180,000,000 円 = 0.1666... → 0.167(小数点 3 位未満切上げ)

払戻等対応資本金額等:120,000,000 円 × 0.167 = 20,040,000 円(≦ 減少資本剰余金 30,000,000 円 ∴ 限度内)

当社対応分(株式譲渡対価):20,040,000 円 × 18,000 株/50,000 株 = 7,214,400 円

みなし配当:交付金銭 10,800,000 円 - 7,214,400 円 = 3,585,600 円(加算・留保)

譲渡原価:帳簿価額 54,000,000 円 × 0.167 = 9,018,000 円

株式譲渡損:7,214,400 円 - 9,018,000 円 = △1,803,600 円(減算・留保)

※会社経理は受領額 10,800,000 円を株式簿価から減額したのみ(損益計上なし)のため、みなし配当計上もれの加算と譲渡損計上もれの減算の両建て調整を行う(G 社とは完全支配関係がないため譲渡損益の繰延べはない)。

【計算過程】資料 3 所得税額控除(E 社株式)

原則法:581,970 円 × 5,000 株/8,000 株 + 581,970 円 × 3,000 株/8,000 株 × 1 月/12 月(0.084) ≒ 382,063 円

簡便法:(5,000 株 + (8,000 株-5,000 株) × 1/2) ÷ 8,000 株 = 0.8125 → 0.813(小数点 3 位未満切上げ)

581,970 円 × 0.813 = 473,141 円

473,141 円 > 382,063 円 ∴ 簡便法 473,141 円(加算・社外流出/税額控除)

【資料 4】貸倒損失・貸倒引当金

【重要度 × (難問)】 完全支配関係にある D 社債権の除外・実績率と法定繰入率の有利判定まで含めると最難関。

加算・減算	項目	総額(円)	留保(円)	社外流出(円)
加算	貸倒損失否認(J 社・備忘価額)	1	1	
加算	個別評価貸倒引当金繰入超過額(H 社)	6,000,000	6,000,000	
加算	個別評価貸倒引当金繰入超過額(I 社)	2,000,000	2,000,000	
減算	個別評価貸倒引当金繰入超過額認容(H 社前期分)	5,000,000	5,000,000	
加算	一括評価貸倒引当金繰入超過額	3,283,136	3,283,136	
減算	一括評価貸倒引当金繰入超過額認容(前期分)	5,255,365	5,255,365	

【計算過程】資料 4 ① 貸倒損失(J 社)

同一地域の売掛債権総額<取立費用で、督促しても弁済がない場合、備忘価額を控除した残額を貸倒損失として損金経理できる(基通 9-6-3(2))。

当社は 130,000 円全額を損金経理 → 備忘価額 1 円相当が損金不算入(加算・留保)。当該 1 円は一括評価金銭債権に含める。

【計算過程】資料 4 ② 個別評価貸倒引当金(H 社:再生計画認可決定)

当期末債権額:50,000,000 円 - 切捨て 8,000,000 円 - 弁済済み 6,000,000 円(令和 8 年 5 月末・令和 9 年 3 月末 各 3,000,000 円)= 36,000,000 円

5 年以内(令和 14 年 3 月 31 日まで)弁済予定額:3,000,000 円 × 5 回(令和 10 年 3 月~令和 14 年 3 月)= 15,000,000 円

担保による取立て等見込額:12,000,000 円(H 社所有土地の時価)

繰入限度額:36,000,000 - 15,000,000 - 12,000,000 = 9,000,000 円 → 繰入額 15,000,000 円 → 超過 6,000,000 円(加算・留保)

〔前期分の認容〕前期末債権額 42,000,000 円、5 年以内(令和 13 年 3 月 31 日まで)弁済予定額 3,000,000 円×6 回=18,000,000 円、担保 12,000,000 円

前期繰入限度額:42,000,000 - 18,000,000 - 12,000,000 = 12,000,000 円 → 前期繰入 17,000,000 円 → 前期繰入超過 5,000,000 円は当期全額戻入(収益計上)により認容(減算・留保)

【計算過程】資料 4 ③ 個別評価貸倒引当金(I 社)

電子記録債権の支払不能は生じたが、金融機関からの支払不能通知は令和 9 年 4 月(翌期)であり、当期末において個別評価事由(令 96①各号)に該当する事実はない。

繰入額 2,000,000 円は全額繰入超過(加算・留保)。I 社債権 3,950,000 円は一括評価の対象に含める。

【計算過程】資料 4 ④ 一括評価貸倒引当金

〔期末一括評価金銭債権〕

売掛金 759,353,000 + 電子記録債権 145,750,000 + 未収入金(3,500,000+358,000+150,000) + 貸倒損失否認分 1 円 - D 社売掛金 65,333,000 = 843,778,001 円

※D 社は完全支配関係がある法人のため、D 社に対する金銭債権は対象から除外(法 52⑨二)。H 社貸付金 36,000,000 円は個別評価の対象のため除外。保証金 3,800,000 円は金銭債権に該当せず除外。

〔実質的に債権とみられない金額〕

原則法:F 社 750,000 円(電子記録債務 9,952,000 円との相殺)+ I 社 2,420,000 円(買掛金 420,000 円+預り保証金 2,000,000 円)+ 敷金 1,000,000 円(未収地代との相殺)= 4,170,000 円

簡便法:843,778,001 円 × 0.005(0.00535 → 小数点 3 位未満切捨て)= 4,218,890 円

4,170,000 円 < 4,218,890 円 ∴ 原則法 4,170,000 円(控除額は小さい方が有利)

〔繰入率の有利判定〕

貸倒実績率: $\{(335,000 + 502,000 + 8,765,000) + \text{前期個別評価分損金算入額 } 12,000,000\} \times 12/36 \div \{(867,264,000 + 922,526,000 + 979,246,000) \div 3\} = 7,200,666 \text{ 円} \div 923,012,000 \text{ 円} = 0.00780\cdots \rightarrow 0.0079$ (小数点 4 位未満切上げ) ※分母は D 社債権控除後

実績率による限度額: $843,778,001 \text{ 円} \times 0.0079 = 6,665,846 \text{ 円}$

法定繰入率(製造業 8/1000): $(843,778,001 \text{ 円} - 4,170,000 \text{ 円}) \times 0.008 = 6,716,864 \text{ 円}$

6,716,864 円 > 6,665,846 円 ∴ 法定繰入率 → 繰入限度額 6,716,864 円

繰入超過額: 10,000,000 円 - 6,716,864 円 = 3,283,136 円(加算・留保)

前期一括分繰入超過額 5,255,365 円は当期全額戻入(収益計上)により認容(減算・留保)

【資料 5】交際費等・繰延資産

【重要度 △(やや難)】 1 人当たり 1 万円ちょうどの飲食費、広告宣伝用資産の贈与(繰延資産)がひっかけ。

加算・減算	項目	総額(円)	留保(円)	社外流出(円)
加算	繰延資産償却超過額(広告宣伝用資産)	578,125	578,125	
加算	交際費等の損金不算入額	2,600,000		2,600,000

【計算過程】資料 5 交際費等の額の判定

① 中元・歳暮の贈答費用 1,300,000 円: 得意先等への贈答のための費用 → 交際費等に該当。

② 見本品の提供費用 800,000 円: 見本品費(販売促進費)であり交際費等に該当しない → 損金算入(調整不要)。

③ 当社名入り冷蔵ケースの寄贈 750,000 円: 専ら広告宣伝の用に供される資産の贈与費用 → 交際費等に該当せず、繰延資産(自己が便益を受けるために支出する費用)に該当。

償却期間: 耐用年数 6 年 $\times 7/10 = 4.2$ 年 → 4 年(48 月)

償却限度額: $750,000 \text{ 円} \times 11 \text{ 月(令和 8 年 5 月~令和 9 年 3 月)} / 48 \text{ 月} = 171,875 \text{ 円}$

償却超過額: 750,000 円 - 171,875 円 = 578,125 円(加算・留保)

④ D 社役員との懇親会費 150,000 円: 1 人当たり $150,000 \text{ 円} \div 15 \text{ 名} = 10,000 \text{ 円} \leq 10,000 \text{ 円} \rightarrow$ 少額飲食費として交際費等から除外(損金算入・調整不要)。

⑤ 地権者接待飲食費 500,000 円: 1 人当たり $125,000 \text{ 円} > 10,000 \text{ 円} \rightarrow$ 交際費等に該当(500,000 円)。

⑥ 接待飲食費(措法 61 の 4⑥) 8,800,000 円: 交際費等に該当。

交際費等の額: 1,300,000 + 500,000 + 8,800,000 = 10,600,000 円

損金算入限度額(中小法人): ① 定額控除限度額 $8,000,000 \text{ 円} \times 12/12 = 8,000,000 \text{ 円}$ / ⑥ 接待飲食費 $8,800,000 \text{ 円} \times 50\% = 4,400,000 \text{ 円} \rightarrow$ ① > ⑥ ∴ 8,000,000 円

損金不算入額: 10,600,000 円 - 8,000,000 円 = 2,600,000 円(加算・社外流出)

〔第二問〕 問 2 模範解答(10 点) 賃貸借契約・リース契約に係る損金算入額

(損金算入額が最も大きくなるように計算した金額/答案用紙の様式:項目・金額・計算過程に準拠)

番号	項目	損金算入額(円)	計算過程
(1)	支払家賃(甲社)及び繰延資産(権利金)の償却費	1,083,333	① 家賃:前払家賃 12,000,000 円は支払日(令和 9 年 1 月 21 日)から 1 年を超える期間(～令和 10 年 2 月 28 日)の役務に係るため短期前払費用の特例は適用不可。当期分:1,000,000 円 × 1 月(令和 9 年 3 月分) = 1,000,000 円 ② 権利金:更新時にも権利金の支払を要し賃借期間が 5 年未満 → 償却期間は賃借期間 3 年(36 月)。 $1,000,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 月(支出日～期末)}/36 \text{ 月} = 83,333 \text{ 円}$ 合計:1,000,000 + 83,333 = 1,083,333 円
(2)	支払家賃(乙社・社宅)	1,009,800	フリーレント期間付き・中途解約不能の賃貸借取引(法 53①)→ 賃料総額を賃貸借期間の経過に応じて均等に損金算入。 $4,039,200 \text{ 円} \div 36 \text{ 月} = 112,200 \text{ 円}$ 112,200 円 × 9 月(令和 8 年 7 月～令和 9 年 3 月) = 1,009,800 円
(3)	支払家賃(丙社・営業所)	1,890,000	フリーレント期間付き・中途解約不能の賃貸借取引(法 53①)→ 期間均等額により損金算入。 $6,480,000 \text{ 円} \div 24 \text{ 月} = 270,000 \text{ 円}$ 270,000 円 × 7 月(令和 8 年 9 月～令和 9 年 3 月) = 1,890,000 円
(4)	リース資産(車両運搬具 X)の償却費	960,000	所有権移転外リース取引 → 売買として取り扱い、リース期間定額法により償却(残価保証額を控除)。 $(6,000,000 \text{ 円} - 1,200,000 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}/60 \text{ 月} = 960,000 \text{ 円}$ 償却限度額 = 960,000 円(支払リース料 960,000 円を償却費として損金経理したものと取り扱う)
(5)	機械装置 Y の償却費及びリース料のうち利息相当額	12,640,000	実質的に金銭の貸借と認められるリース取引(法 64 の 2③)→ 譲渡はなかったものとし、譲渡対価 48,000,000 円は借入金として処理。機械装置 Y の償却を継続する。 ① 償却費(定率法・10 年):$51,200,000 \text{ 円} \times 0.200 = 10,240,000 \text{ 円}$ ② 利息相当額:(リース料総額 67,200,000 円 - 48,000,000 円) ÷ 96 月 = 200,000 円/月 $200,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 2,400,000 \text{ 円}$(リース料支払額 8,400,000 円のうち元本返済分 6,000,000 円は損金不算入) 合計:10,240,000 + 2,400,000 = 12,640,000 円

★ 問 2 のポイント

- ・ (2)(3)は令和 7 年度改正で整備された賃貸借取引の取扱い(法 53 条)がテーマ。フリーレント期間を含む契約では、賃料総額を契約期間で均等按分した金額が損金算入額となるため、支払ベース(現金主義的処理)より損金算入額が大きくなる。
- ・ (1)は短期前払費用の特例が「支払日から 1 年以内に役務提供が完了するもの」に限られる点に注意。権利金

は繰延資産(償却期間=賃借期間 3 年)。

・ (5)はセール・アンド・リースバックのうち金銭貸借型(法 64 の 2③)。資産の譲渡・リース資産計上は行わず、①元の資産の償却継続と②リース料の利息部分の損金算入の 2 本立てで計算する。

総評・学習上のポイント

■ 出題全体の講評

第一問は、低額譲渡という一つの事実を「相手方」を変えながら多面的に問う構成で、寄附金(法 37)、グループ法人税制(法 25 の 2・37②・61 の 11)、役員給与(法 34)、特殊関係使用人給与(法 36)を横断する良問でした。問 2 は人格のない社団等×収益事業(携帯基地局の設置場所提供)という実務でも頻出のテーマです。

第二問問 1 は、防衛特別法人税を含む租税公課、資本剰余金を原資とする配当(みなし配当と譲渡損益の両建て調整)、完全支配関係法人に対する債権の貸倒引当金対象除外など、近年の改正・判例を意識した論点が並びました。問 2 は令和 7 年度改正の新リース税制(法 53 条・経過リース期間定額法・金銭貸借型リースバック)からの出題で、改正対応の学習量が得点差に直結する内容です。

■ 特に注意したい論点(誤りやすいポイント)

- ① **資本の払戻し(G 社):** 払戻割合は小数点 3 位未満切上げ(0.167)。会計上は株式簿価の減額のための「みなし配当の加算」と「譲渡損の減算」を必ず両建てで行う。益金不算入の対象はみなし配当 3,585,600 円(関連法人株式等として負債利子控除 4%あり)。
- ② **D 社(完全支配関係)債権:** 完全支配関係がある法人に対する金銭債権は貸倒引当金の対象債権から除外される(法 52⑨二)。期末債権だけでなく貸倒実績率の分母(前 3 年の一括評価金銭債権)からも除外する点で差がつく。
- ③ **1 人当たり 10,000 円「以下」:** $150,000 \text{ 円} \div 15 \text{ 名} = \text{ちょうど } 10,000 \text{ 円}$ は少額飲食費に該当し交際費等から除外(令和 6 年 4 月 1 日以後支出分より 1 万円基準)。
- ④ **広告宣伝用資産の贈与:** 名入り冷蔵ケース等の贈与費用は交際費等ではなく繰延資産。償却期間は耐用年数 $\times 7/10$ (端数切捨て)。
- ⑤ **フリーレント:** 中途解約不能の賃貸借は賃料総額 $\div$ 契約月数 $\times$ 経過月数で損金算入(法 53①)。無償期間があっても発生的に損金算入できる。
- ⑥ **個別評価(I 社):** 個別評価事由の判定は期末時点。支払不能通知が翌期であれば当期の個別評価は不可、ただし当該債権は一括評価の対象に取り込む。

■ 別解・留意事項

第二問問 2(1)の権利金償却について、償却期間の月数計算を賃借開始日(令和 9 年 3 月 1 日)から起算した場合には 1 月/36 月=27,777 円(合計 1,027,777 円)とする別解も考えられます。本解答は支出日から起算する取扱いにより 3 月で計算しています。また、第二問問 1 の貸倒実績率・簡便法割合等の端数処理は法令上の処理(実績率:小数点 4 位未満切上げ、簡便法割合:小数点 3 位未満切捨て)によっています。

本解答速報は本試験問題に基づき当社が独自に作成したものであり、試験実施機関が公表するものではありません。内容は今後の検討により変更となる場合があります。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一歩を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8月11日 (火・祝)
11:00~

 桑原先生・中村先生・熊取谷先生
穂坂先生・福山先生・榊先生・佐藤先生

税法科目

8月11日 (火・祝)
14:00~

 桑原先生・山本先生・田中先生
榊先生・小出先生

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube 🔍



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2026/9/30 (水)正午まで

